

基本規程 A No. 10	定 款	制 定 : 令和3年 7月14日 主 管 部 : — — —
<u>改 正 ・ 実 施 日</u>  1) 令和3年 7月14日 制 定		

## 目 次

	頁
第 1 章 総 則 - - - - -	3
第 1 条 (商 号)	
第 2 条 (目 的)	
第 3 条 (本店の所在地)	
第 4 条 (機 関)	
第 5 条 (公告方法)	
第 2 章 株 式 - - - - -	4
第 6 条 (発行可能株式総数)	
第 7 条 (自己株式の取得)	
第 8 条 (単元株式数)	
第 9 条 (単元未満株式の売渡請求)	
第 10 条 (単元未満株式についての権利制限)	
第 11 条 (株主名簿管理人)	
第 12 条 (株式取扱規則)	
第 13 条 (基 準 日)	
第 3 章 株 主 総 会 - - - - -	5
第 14 条 (招 集)	
第 15 条 (招集権者および議長)	
第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	
第 17 条 (決議の方法)	
第 18 条 (議決権の代理行使)	
第 19 条 (株主総会の議事録)	
第 4 章 取締役および取締役会 - - - - -	6
第 20 条 (取締役の員数)	
第 21 条 (取締役の選任方法)	
第 22 条 (取締役の任期)	
第 23 条 (補欠の監査等委員である取締役の予選決議の有効期間)	
第 24 条 (取締役会規則)	
第 25 条 (取締役会の招集権者および議長)	
第 26 条 (取締役会の決議方法)	
第 27 条 (取締役会の決議の省略)	

第 28 条	(重要な業務執行の決定の委任)	
第 29 条	(代表取締役)	
第 30 条	(執行役員および役付執行役員)	
第 31 条	(取締役会の議事録)	
第 32 条	(取締役の報酬等)	
第 33 条	(取締役の責任免除)	
第 5 章	監査等委員会	8
第 34 条	(監査等委員会の招集通知)	
第 35 条	(監査等委員会の決議方法)	
第 36 条	(監査等委員会の議事録)	
第 37 条	(常勤の監査等委員)	
第 38 条	(監査等委員会規則)	
第 6 章	会計監査人	8
第 39 条	(会計監査人の選任)	
第 40 条	(会計監査人の任期)	
第 41 条	(会計監査人の報酬等)	
第 7 章	計 算	9
第 42 条	(事業年度)	
第 43 条	(剰余金の配当等)	
第 44 条	(配当金の除斥期間)	

## 第 1 章 総 則

(商 号)

- 第 1 条 当社は、DNホールディングス株式会社と称する。  
英文ではDN HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

(目 的)

- 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む海外会社の株式又は持分を所有することによる当該会社の事業活動の支配、管理
    - (1) 土木、建築に関する工事の調査、企画、立案、設計、工事監理およびこれらに関するコンサルティング
    - (2) 測量およびこれに関するコンサルティング
    - (3) 地質および土質に関する調査、計測、評価ならびにこれらに関するコンサルティング
    - (4) 資源開発に関する計画、調査、設計、施工およびこれらに関するコンサルティング
    - (5) 環境に関する調査、計測、評価、設計ならびにこれらに関するコンサルティング
    - (6) 都市計画・都市開発・地域開発に関する企画、調査および設計ならびにこれらに関するコンサルティング
    - (7) 公共施設またはこれらに準ずる施設の企画、建設、保有、維持管理および運営ならびにこれらに関するコンサルティング
    - (8) 情報処理システムおよびソフトウェアの開発、販売、賃貸ならびに情報処理ならびにこれらに関するコンサルティング
    - (9) 土木、造園、造成、建築工事および資源開発に関する工事の請負
    - (10) 計測機器、調査機器、装置の開発、製造、販売および賃貸
    - (11) 再生可能エネルギーによる発電事業およびその事業開発、管理、運営ならびに電気および熱の供給、販売
    - (12) 労働者派遣事業
    - (13) 不動産の売買、貸借、仲介および管理
  2. 前各号に関連、または附帯する一切の業務および投資

(本店の所在地)

- 第 3 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機 関)

- 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
- (1) 取締役会
  - (2) 監査等委員会
  - (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、3,900万株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議によって市場取引等にて自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の1単元の株式数は100株とする。

(単元未満株式の売渡請求)

第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すこと(以下、買増しという。)を当社に対し請求することができる。

(単元未満株式についての権利制限)

第 10 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第 12 条 当社の株主の権利行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

(基準日)

第13条 当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要のある場合は、取締役会の決議によって、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者をその権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。

### 第 3 章 株 主 総 会

#### (招 集)

第14条 定時株主総会は毎年9月に、臨時株主総会は必要あるごとに招集する。

#### (招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長執行役員を兼務する取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 前項に定めた社長執行役員を兼務する取締役に事故があるときは、予め取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

#### (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

#### (決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めのある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項によるべき決議は、定款の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

第18条 株主またはその法定代理人は、当社の議決権のある他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主またはその代理人は代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

#### (株主総会の議事録)

第19条 株主総会の議事は、その要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録する。

2. 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置く。

## 第 4 章 取締役および取締役会

## (取締役の員数)

第 20 条 当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5 名以内を置く。

2. 当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。

## (取締役の選任方法)

第 21 条 取締役は、株主総会の決議により選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が株主総会に出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任については、累積投票によらない
4. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

## (取締役の任期)

第 22 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。ただし、補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該補欠の監査等委員である取締役としての選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできないものとする。

## (補欠の監査等委員である取締役の予選決議の有効期間)

第 23 条 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

## (取締役会規則)

第 24 条 取締役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規則による。

## (取締役会の招集権者および議長)

第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会において予め定められた取締役がこれを招集し、議長となる。予め定められた取締役に事故があるときは、取締役会において予め定められた順序に従い、他の取締役が招集し、議長とな

る。

2. 前項の招集は、取締役会の日の3日前までに各取締役に対しその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
3. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議事項があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(代表取締役)

第29条 当社は、取締役会の決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。

(執行役員および役付執行役員)

第30条 取締役会の決議によって、執行役員を選任し、当社の業務を分担して執行させることができる。なお、執行役員の選任、退任、身分、職務等については、取締役会において定める執行役員規則による。

2. 取締役会の決議によって、代表取締役の中から社長執行役員1名、副社長執行役員1名を選定する。

(取締役会の議事録)

第31条 取締役会の議事は、その要領および結果ならびにその他法令で定める事項を議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

2. 取締役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。

(取締役の報酬等)

第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法

令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に規定する金額の合計額とする。

## 第 5 章 監査等委員会

（監査等委員会の招集通知）

第34条 監査等委員会の招集は、監査等委員会の日の3日前までに各監査等委員に対しその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。

（監査等委員会の決議方法）

第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その出席監査等委員の過半数をもって行う。

（監査等委員の議事録）

第36条 監査等委員会の議事は、その要領および結果ならびにその他法令で定める事項を議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

（常勤の監査等委員）

第37条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会規則）

第38条 監査等委員会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。

## 第 6 章 会計監査人

（会計監査人の選任）

第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第42条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日とする。

(剰余金の配当等)

第43条 当社は、株主総会の決議によって毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(配当金の除斥期間)

第44条 期末配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

2. 未払の配当金には利息をつけない。

## 付 則

(最初の事業年度)

第1条 当社の最初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、当社の成立の日から令和4年6月30日までとする。

(最初の取締役の報酬等)

第2条 第32条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等のうち金銭で支給するものの総額は年額120百万円以内とする。

2. 第32条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの監査等委員である取締役の報酬等のうち金銭で支給するものの総額は年額50百万円以内とする。

3. 第32条の規定および本条第1項の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本項において同じ）の報酬等のうち、株式報酬型ストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額は年額80百万円以内とし、当該新株予約権の内容は次のとおりとする。

(1) 株式報酬型ストック・オプション（業績達成型）

①新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、(1)において「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日以降に、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

②新株予約権の総数

当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までに取締役に対して割り当てる当社の新株予約権の総数は、400個を上限とする。

③新株予約権の払込金額

各新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める金額とする。なお、新株予約権の割当てを受けた者

(以下、(1)において「新株予約権者」という。)は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から11年以内の範囲で、当社の取締役会において定めるものとする。

⑥新株予約権の行使の条件

(ア) 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合は、この限りではない。

(イ) その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

⑧新株予約権の取得条項

(ア) 新株予約権者が権利行使をする前に、⑥の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

(イ) 当社は、以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合)は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式につ

いて当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑨付与の条件

- (ア) 当社は一定の業績目標の達成を条件として、取締役に対して新株予約権を付与するものとする。
- (イ) (ア) に係る業績判定となる連結会計年度の有価証券報告書における目標業績の達成を条件に新株予約権を付与する業績目標、業績判定期間その他具体的な算定方法については当社の取締役会において定めるものとする。

⑩その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

(2) 株式報酬型ストック・オプション（中長期インセンティブ型）

①新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、(2)において「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日以降に、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

②新株予約権の総数

当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までに取締役に対して割り当てる当社の新株予約権の総数は、800個を上限とする。

③新株予約権の払込金額

各新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める金額とする。なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下、(2)において「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込を要しないものとする。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の範囲で、当社の取締役会において定めるものとする。

⑥新株予約権の行使の条件

(ア) 新株予約権者は、当社及び当社子会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

(イ) その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

⑧新株予約権の取得条項

(ア) 新株予約権者が権利行使をする前に、⑥の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

(イ) 当社は、以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合)は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑨その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

(本附則の削除)

第3条 本附則は、当会社の成立後最初の定時株主総会終結の時をもって、削除する。